

仙台白百合女子大学
公的研究費の取扱いに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、仙台白百合女子大学(以下「本学」という)における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理を確保することを目的として定める。

(定義)

第 2 条 この規程において公的研究費とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく補助金等をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の公的研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教職員及び非常勤教員で、第 1 項及び前項に掲げる研究費補助金を 1 人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

第 3 条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(責任と権限)

第 4 条 本学の公的研究費を適正に運営管理するために最高管理責任者、部局責任者を置く。

(1)最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長を充てる。

(2)部局責任者は、学部長並びに事務局長を充てる。学部長は研究活動管理責任者として、競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとする。事務局長は事務処理管理責任者として、事務組織の実質的な責任と権限を持つものとする。

(3)最高管理責任者は、部局責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(公募の申請)

第 5 条 公募要領により公的研究費に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合には、研究代表者等は大学に遅滞なく届出るものとする。

2 公的研究費による共同研究を申請する場合は別に定める。

(公的研究費の管理並びに使用)

第 6 条 研究代表者等は、公的研究費の交付内定(継続分を含む)を受けたときは、本学規程等に則り、適切に管理し使用するものとする。

2 公的研究費の申請及び経理事務手続きに関する機関内外からの相談を受ける窓口を設置する。相談窓口は、事務局長とする。

3 研究推進委員会並びに庶務課は、本学公的研究費の使用に関する申し合せ等を教職員並びに非常勤教員に対して周知徹底しなければならない。

4 事務局長並びに研究推進委員会は、効率的かつ適正な予算執行管理のために、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。

(経理事務の準拠)

第 7 条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費配分機関の定める取扱規程並びに本学規程等によるものとする。

(間接経費の譲渡)

第 8 条 研究代表者等は、間接経費が交付された場合には、原則として本学に譲渡するものとする。

2 間接経費が定められていない公的研究費については、原則として補助額の 10%を管理経費として本学に譲渡するものとする。

(設備等の寄付手続等)

第 9 条 学長は、公的研究費により取得した設備・備品(以下[設備等]という)の寄付受入に関する権限を、事務局長に委任するものとする。

2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、寄付手続を行わなければならない。

(管理帳簿への記録)

第 10 条 前条第 2 項に掲げる設備等を取得したときは、備品台帳に記録しなければならない。

(事故等の報告)

第 11 条 研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨を事務局長に報告しなければならない。

(不正の防止)

第 12 条 公的研究費の取扱いにおける不正防止に関しては別に定める。

(定めのない事項の取扱い等)

第 13 条 この規程に定めのない事項については、学長が教授会の意見を聞き、決定する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

2009年10月21日 施行